明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○文部科学省設置法の一部を改正する法律（二一）　四
○水防法等の一部を改正する法律（二二）　五
○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（二三）　一〇
○緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律（二四）　一五
〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（二三四）　一六
○特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三五）　一七
○内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三六）　一八
○株式会社日本政策投資銀行法施行令の一部を改正する政令（二三七）　一八
〔省　令〕
○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令（財務五四）　一九
○内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五四）　一九
〔告　示〕
○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件（財務一八一）　二五
○保安林の指定をする件（農林水産一二四九～一二六四）　二六
○保安林の指定及び指定を解除する件（同一二六五）　二六
○保安林の指定を解除する件（同一二六六～一二八一）　二七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二八二～一二九六）　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇文部科学省設置法の一部を改正する法律（法律第二一号）（文部科学省）

1　文部科学省の任務及び所掌事務の改正

㈠　文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めることとした。（第三条関係）

㈡　文部科学省の所掌事務に、次の事務を追加することとした。（第四条関係）

(1)　スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(2)　スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(3)　心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

2　スポーツ庁の設置

㈠　文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とすることとした。（第一三条及び第一四条関係）

㈡　スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とすることとした。（第一五条関係）

㈢　スポーツ庁は、その任務を達成するため、1の㈡の(1)から(3)までのほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどることとした。（第一六条関係）

3　この法律は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇水防法等の一部を改正する法律（法律第二二号）（国土交通省）

一　水防法の一部改正関係

1　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等に当該雨水を排除できないこと等による出水をいうこととした。（第二条関係）

2　都道府県知事等は、水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、下水道管理者の同意を得なければならないこととした。（第二条、第七条及び第三三条関係）

3　都道府県知事等は、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した排水施設等又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位を定め、当該排水施設等又は海岸の水位がこれらに達したときは、その旨を水防管理者等に通知するとともに、一般に周知させなければならないこととした。（第一三条の二及び第一三条の三関係）

4　洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）とした。（第一四条関係）

5　都道府県知事等は、3により指定した排水施設等又は海岸について、想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合等又は想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものにより氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域として指定することとした。（第一四条の二及び第一四条の三関係）

6　市町村防災会議等が市町村地域防災計画に名称等について定める施設に、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域内の地下に建設が予定されている施設等を追加することとした。（第一五条関係）

二　下水道法の一部改正関係

1　主として市街地における雨水のみを排除する下水道で、公共の水域等に当該雨水を放流するもの等を、雨水公共下水道として整備することができることとした。（第二条関係）

2　事業計画に定める事項として排水施設の点検の方法等を追加し、当該点検の方法等が、3の技術上の基準に適合していなければならないこととした。（第五条、第六条、第二五条の一二及び第二五条の一三関係）